



しあわせ便り

第2号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
Web Page URL: http://shiawase-ci.com/
Fax/Tel: 0996-88-5326

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

Mail: info@shiawase-ci.com

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「ザル3法？」

*みなさん、日本国は法治国家だということに疑いの余地はありませんね？ 法律を守らないと犯罪者として、罪に問われるのは当然だと思われているはず。しかし、その法治国家である日本国の法律に「ザル法」と言われる法律があることをご存知でしょうか？ 法律を守っていないことが明らかなのに、取り締まる側の恣意的な運用によって、罪に問われないこともある法律が存在するのです。

まず一つは道路交通法、言われてみれば「なるほど」と納得されるでしょう。また売○防止法などもザル法の一つとされています。そして創刊号で書いた、36(サブロク)協定の届出が定められている労働基準法。この3つは「ザル3法」と呼ばれているとか、いないとか。

この「ザル3法」のうち道路交通法と売○防止法の所管は警察ですが、労働基準法を含む労働法諸法の所管は厚生労働省、労働局、労働基準監督署なのです。そのうえ法の下に従業員を雇用する事業所数は膨大ですし、労働法諸法を守る立場にある事業主も、ともすれば法順守の前に利益追求を優先させてしまうことは想像に難くありません。労働法諸法が「ザル法」と呼ばれるのはこのような背景があるのでしょうか。しかし、「ザル法」だからと言って守らなくてもいいわけではなく、厳正に守る必要があるのは当然のことです。

今回は労働法諸法を守ることの意味、そのメリット・デメリットなどに話を進めていきます。

What's? 社労士 「専門士業？」

*社会保険労務士(社労士)は何をする人？ 一般には弁護士、税理士はよく耳にしますし、仕事も想像できます。でも、行政書士と司法書士の違いは、区別がつかない方が多いと思われる。他に中小企業診断士、弁理士、公認会計士などありますが、その中の一つが社会保険労務士(社労士)です。

これらは専門士業と呼ばれ、個人や企業の代理者として書類を作り、役所や相手方に提出することができる職務です。社労士は主に厚生労働省に関する申請をすることができますが、厚労省には名称のごとく厚生行政(年金保険等)と労働行政(労働基準等)があり、その範囲は多岐に渡ります。また、企業経営の要素「人・物・金・情報」のうち、「人」に関するアドバイザーとしての役割もあります。

7月の総務課ダイアリー

7月10日…源泉税・市町村民税納付、建設業の一括有期事業開始届と社会保険の算定基礎届の期限です。
労働保険の年度更新は6月1日から始まっています。期限は同じく7月10日です。

お知らせ

- ・ 7月20日(金)、長島町商工会2F大会議室において、「働き方改革 Start-Upセミナー」を開催します。
詳しくは、しあわせ創研・長島町商工会(☎86-0209)にお問い合わせください。
- ・ 7月17日(火)～21日(土)は奈良出張の予定です。18日の無料相談は電話での対応になります。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.2 しあわせは静かに訪れる!!

